



Progress～進歩～

一期一会

令和3年5月号(広告)
2021年5月1日発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅 孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第168号
発行担当者: 宮田 裕子

新緑の眩しい季節になりました。だんだん気温も高くなり初夏の陽気の日も増えてきました。マスク着用の生活にも慣れてきましたが、これからの時期は熱中症にも気をつけたいですね。
さて今月のテーマですが「令和3年度税制改正」です。3月26日の国会で可決、成立したもののうち一部抜粋になりますが解説していきたいと思ひます。

今月のテーマ：令和3年度税制改正

【住宅ローン控除の特例の延長】

住宅ローン控除の控除期間13年の特例について期限が延長されました。一定の期間()に契約した場合、令和4年末までの入居者が対象となります。また、この延長された部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件が緩和され、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象となります。

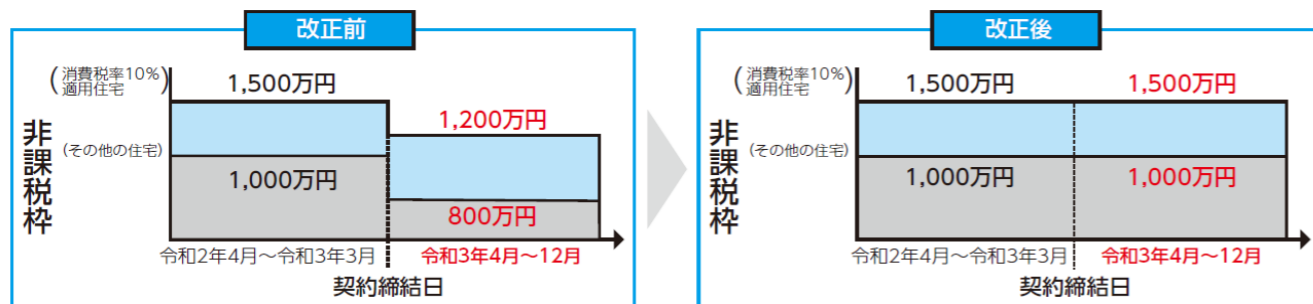
注文住宅は令和2年10月から令和3年9月末まで、分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月末まで

	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)
【改正後】 経済対策として 控除期間13年間の 措置を延長	(10月1日) 税率引上げ(10%)		注文住宅はR2年10月から R3年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは R2年12月から R3年11月末まで	R4年末までの入居 控除期間 13年
コロナ特例 ※コロナを踏ま えた上乗せ 措置の弾力化		注文住宅は R2年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは R2年11月末まで	R3年末までの入居 控除期間 13年	
消費税率10% 引上げに伴う 反動減対策の 上乗せ措置 ※控除期間13年間		R2年末までの入居 控除期間 13年		面積要件 =50㎡以上
住宅ローン控除 ※消費税率8%への 引上げ時に反動減 対策として 拡充した措置	平成26年4月入居～		R3年末までの入居	

【住宅取得等資金の贈与税の非課税措置の拡充】

・令和3年4月以降の非課税枠が令和2年度の非課税枠の水準(最大1,500万円)まで引き上げられます。
・合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件が緩和され、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅についても適用できることとなりました。

(改正前: 所得要件...2,000万円以下 面積要件(下限)...50㎡以上)。



(注) 上図は、耐震・省エネ・バリアフリー住宅向けの非課税枠です。一般住宅の非課税枠は、それぞれ500万円減となります。

【退職所得課税の適正化】

《改正前》

他の所得と区分して次により分離課税

$$(収入金額 - 退職所得控除額^{(注1)}) \times 1/2 \times 税率^{(注2)} = 退職所得に係る所得税額$$

(注1) 勤続年数20年まで 1年につき40万円(80万円未満の場合は80万円) 勤続年数20年超 1年につき70万円

(注2) 課税退職所得金額の区分に応じ5%から45%までの税率が適用。

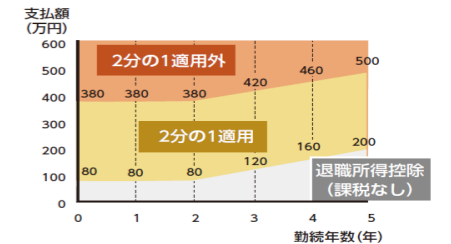
上記に加え復興特別所得税2.1%、住民税10%が課税されます。

勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、2分の1課税を適用しない(平成24年度税制改正)。

《改正後》

上記に加え勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金について、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税の平準化措置の適用から除外することとなりました。

令和4年分以後の所得税について適用



【期限延長】

令和3年3月31日に期限を迎えた特例措置等のうち、期限延長になった主なものは下表のとおりです。

	改正後期限	
教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 ¹	令和5年3月31日	2年延長
中小企業者等の法人税率の特例 ²		
中小企業における所得拡大促進税制 ³		
中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制		
土地の売買に係る登録免許税の軽減措置	令和6年3月31日	3年延長
不動産取得税の税率の特例・宅地評価土地の特例		

1【変更点】教育資金の一括贈与について、贈与から経過した年数にかかわらず、贈与者死亡時の残高が相続財産に加算されます。受贈者が贈与者の孫等である場合に、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に2割加算が適用されます。

2	対象	本則税率	租特税率
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超 の所得金額	23.2%	
	年800万円以下 の所得金額(軽減税率)	19%	15%

3 前号(第167号)のProgressをご覧ください。

上記以外の特例措置等の詳細については、弊社までお問い合わせ下さい。

(出典・参考資料: 令和3年度税制改正 財務省)

< Visionのご案内 >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー: Vision

今月の開催日は5月13日(木)です。

経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、

開催日	対象者	申込期限
5月13日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月11日(火)
6月10日(木)	4・5・6・7月決算法人様	6月4日(金)
7月8日(木)	5・6・7・8月決算法人様	7月2日(金)



当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

< 5月のカレンダー >

10	月	*4月源泉所得税・住民税の納付期限
13	木	*経営計画書作成セミナー: Vision
24	月	*個人事業者の確定消費税等 口座振替日
31	月	*3月決算法人の確定申告及び納付期限
		*9月決算法人の中間申告及び納付期限
		*消費税(4期)の納付期限 (年税額400万円超の12・6月決算法人)
		*個人申告所得税及び復興特別所得税(第3期) 口座振替日